

令和5年度 第3回名古屋市日中サービス支援型グループホーム運営評価会議  
評価結果（令和5年10月12日開催）

（事前評価）

法人名称	ICC・I 株式会社
事業所名称	みるふいーゆ芳野
事業所所在地	名古屋市北区芳野三丁目12番6号
評価結果	<p>下記の内容に留意し、適切な事業運営を実施されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現状、高齢者のケアの経験を有する職員が配属予定であるため、障害者の特性を理解した支援を展開できるよう、障害者支援の経験のある職員の確保や障害者支援に関する研修の活用など質の向上を図る努力をしていただきたい。</li><li>・不適切な対応を防止するために、未経験の初任者にも支援に必要な知識技術が習得されるよう、必要な研修（人権・利用者主体の生活支援・障害特性・虐待防止・権利擁護など）の時間を十分に確保し、OJTを充実させること。</li><li>・開所後、自立的及び社会的な生活を確保するため、入居者の障害特性を踏まえた社会資源の利用を検討した上で、そういったプログラムが必要な入居者に対しては、相応的な日中活動プログラムを形成するなど柔軟な日中支援を行うこと。</li><li>・人らしい生活を送る環境（プライバシーの保護、日常生活を送ることができる環境）を確保する責務を担うこと。</li><li>・地域の特性に応じた具体的な地域交流を行うなかで、グループホームの入居者が地域の住民としてつながりが確保できる運営をすること。</li><li>・事業所所在区の障害者基幹相談支援センターや保健センター、区社会福祉協議会など、地域の他の障害福祉関係者と連携し、自らのホームの活動について理解を促し、地域課題の解決に向けた取り組みを進めること。</li></ul>

- 主治医を変更することなく、利用者一人ひとりの必要な医療を持続的、継続的に確保すること。また、日常的に必要な医療が確保できるよう、地域での医療機関との連携を具体化し、安心安全な生活の場を確保すること。
- 訪問看護や訪問診療の利用について、対象者の回復過程に応じた適切な内容や回数として実施されるように、入居者の方の生活状況を関係機関に適切に伝えるなど必要な連携を適宜図るよう努めていただきたい。
- 不適切なケアを職員が敏感に発見できる雰囲気づくりに努めるとともに、各事例について職員間で共有し、協議や検討を行うことで、適切な支援体制が図られるよう、体制を見直し、強化すること。また、虐待や不適切な支援が発見されたときに、入居者の権利回復が具体的に行われる仕組みづくりを行うこと。
- 金銭管理のマニュアルの作成や、運用上の規約の作成を急ぐこと。また図面上、金銭管理の場所や方法が不明確なため、場所と方法を確定し、必要時に使用できる状態にしておくこと。
- 事故やトラブルを防ぐため、必要な入居者に対して、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用について案内し、利用に対する自己決定の支援を行うこと。
- 事前調書の文面からは、精神障害の方を中心とした支援が想定されているが、図面からは、10名の方が同時に食事や活動を共にする空間が確保されているとは評価し難いため、空間の利用について再検討を要する。
- 職員の居場所が、利用者にとってはオープンスペースであることの適切性について再検討していただきたい。例えば夜間支援従事者の居場所や記録をオープンスペースで書くことなど、評価面談時に指摘したことについて再検討していただきたい。
- 図面上の指摘事項を踏まえ、利用者の生活との兼ね合いや業務に必要な空間の利用方法や用途について、指定前に今一度指定権者の確認を受け、必要な改善を行うこと。

	<ul style="list-style-type: none"><li>・法人においては、防災対策や事業所内で起きる利用者、従業者のリスクを想定したうえで、運営会社、事業所の各々が実行可能なリスクマネジメントを展開すること。</li></ul>
--	--